

令和元年8月19日

会員の皆様

高知県公立学校事務研究会

研修会の開催中止基準について

台風接近等による、研修会中止の判断基準を次のとおりとします。

○研修会の中止基準

研修会場の所在する地域に、午前6時の時点で特別警報・暴風警報が発令されている場合は研修会を中止といたします。

※気象警報等は気象庁、又は高知地方気象台ホームページよりご確認ください。

○補足

なお、各地域の気象状況も考慮しながら、各自で参加の判断を行ってください。

【特別警報とは】

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こる恐れが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかけます。